

第1回独立行政法人森林総合研究所契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成22年2月17日（水）森林総合研究所特別会議室	
委員	星野 学（委員長、弁護士）、鶴巻 博行（公認会計士）、 山崎 榮一（森林総合研究所監事）	
審議対象となる契約	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）で公表を求められている「平成20年度における独立行政法人の契約状況」で計上している736件の契約のうち、①競争性のない随意契約、②一般競争入札、指名競争入札、企画競争、公募の応札者数又は応募者数が一者又は0者となっている契約、③平成21年度上半期（4月～9月）において締結した物品調達等に係る一般競争契約であって、落札率が90%以上かつ入札における応札者が二者以上であった契約。	
審議対象となる契約件数	競争性のない随意契約	240件
	一者応札・一者応募	188件
	契約における実質的な競争性確保に関する点検	8件
（議事） ① 委員長の互選 ② 委員会提出資料の説明 ③ 審議 ④ 審議結果取り纏め		
議事概要		
① 委員長の互選	委員の互選により、星野委員が委員長に選出された。 なお、契約監視委員会設置運営要領第2条第4項に定める委員長があらかじめ指名する委員については、鶴巻委員が指名された。	
② 委員会提出資料の説明	総務部及び管理部の担当者から委員会提出資料について説明を行った。	
説明概要 研究・育種部門	契約の規程については、原則、国の規程に準拠しているが、随意契約に関しては二点研究所独自の規定があった。 一点目は、当研究所が平成13年度独立行政法人として設立した時から、平成19年10月に国の指導により規程の改定を行うまでの間、一律に随意契約の限度額を500万円を超えないという形で定めていた。これについては平成19年度10月から国と同じ基準に改定している。 もう一点は、当所においては国等からの委託研究については採択の段階で共同研究グループとしての採択となり、他の機関に再委託せざるを得ない場合が多数あることから公共性のある団体等との契約を随意契約が出来るように規定している。 契約の適正化のうち随意契約については、総務省から独立行政法人における随意契約の適正化の推進について指導があり、平成18年度をベースにして順次見直しを行っている。 平成20年度においては、競争性のない随意契約について件数、金額の目標を達成できたところであるが、真にやむを得ないものを除き更に努力をしていきたい。 競争入札については、一者応札、応募のものが散見されることから、改善方策を具体的に定め順次検討を進めていきたい。 平成20年度の研究・育種部門における契約内容について、競争性のある契約は223件、競争性のない随意契約は190件になっている。	

続いて具体的に競争性のない随意契約について、様式の2に掲げられている190件について類型別に説明する。土地の借料が13件、研究委託業務148件、電気及び電話契約12件、ガス契約1件、上下水道4件、郵便料金の契約1件、官報掲載業務が1件となっている。工事については3件、その他が7件である。その他のうち本所の電気設備及び機械設備と警備請負契約は平成21年度において随意契約から一般競争に移行している。

一者応札・応募による契約、様式2-2について、平成20年度の競争性のある契約223件中126件が一者応札・応募による契約である。内訳は、建設工事1件、測量建設コンサルタント等業務1件、研究用理化学機器の購入等35件、事業車購入及び賃貸3件、洋雑誌等購入3件、揮発油等購入1件、施設設備等保守業務9件、研究用機械設備保守業務15件、情報システム及びネットワークの開発運用支援業務6件、研究調査分析業務14件、研究委託業務7件、広報委託管理業務2件、林木育種業務に係る管理業務22件、その他役務等7件である。その中の林木育種業務に係る管理業務22件のうち12件が当所の関連法人である社団法人林木育種協会との契約となっている。なお一者応札・応募の改善方策については様式2-2に記載した改善内容に基づき改善していきたい。

複数年契約で競争性のない随意契約様式6-1については3件ある。情報システム機器賃貸、研究用理化学機器等賃貸、事業用車賃貸については、契約した時点が平成19年10月以前であり、当時の随意契約規定500万円を超えない範囲に該当したものである。これらについてはすでに一般競争に移行している。

複数年契約で一者応札・応募による契約様式6-2については、1件あり、情報システム機器の賃貸については非常に複雑な業務であるため、今後の改善方策として、落札業者が契約締結後に業務が完了出来る必要な期間を考慮した入札日の設定を行うこととしたい。

平成21年度契約における実質的な競争性確保に関する点検（物品に限られたもの）に該当の7件については、入札に係る仕様書が適切か納入予定物品等の内容審査、性能審査等を実施しているか、予定価格の算定が適切かについて審議して頂くものとなっている。その内仕様書については、研究用試薬契約と研究用消耗品並びに高速メタン計について仕様書の中に一部メーカー名が記載されていたところである。これについては今後メーカー名は記載せず、スペックのみの記載とするよう改善していきたい。

平成20年度の契約実績について、水源林造成事業等部門においては、競争性のある契約が273件、競争性のない随意契約が50件、合計323件である。

なお、森林農地整備センターでは、少額又は災害復旧等緊急やむをえないものなどを除き、すべて一般競争入札を実施している。また契約事務取扱規程第20条第1項ただし書き及び独立行政法人森林総合研究所法附則第6条から第12条に定める業務に関する業務方法書第49条の規定等により指名競争入札を実施しないこととしている。

様式2-1の平成20年度競争性のない随意契約は、50件である。内訳は、建設工事1件、測量・建設コンサルタント等業務4件、建物賃借契約38件、工事5件、官報掲載業務1件、その他1件である。

様式2-2の平成20年度の一者応札・応募による契約は、競争性のある契約273件中62件である。内訳は、建設工事28件、測量・建設コンサルタント等業務13件、水源林造成における造林木の販売手法に関する調査研究業務1件、情報システム運用支援システム9件、什器等搬送業務1件、施設維持管理業務2件、外部倉庫借上げ1件、一般乗用旅客自動車（タクシー）供給業務2件、宅配等の運送業務は1件、ホ

ームページ更新業務 1 件、役員傷害保険及び労災総合保険の加入 1 件、定期健康診断 1 件、3 次元高解像度衛星画像インターネット配信サービス提供業務 1 件である。

なお、一者応札・公募の改善方策については、様式 2-2 に記載した改善方策に基づき改善していきたい。

様式 6-1 の複数年契約で競争性のない随意契約は、建物賃貸借契約の 7 件である。

様式 6-2 の複数年契約の一者応札・応募による契約は、建設工事 1 件、電子複写機賃貸借及び保守業務 1 件、公用車リース 1 件であり、記載した改善方策に基づき改善していきたい。

なお、公用車リースについては、平成 21 年度本部での一括調達により改善策を講じたことにより 5 者の応札があった。

平成 21 年度の契約における実質的な競争性確保に関する点検（物品に限られたもの）については、該当 1 件で内容はコピー用紙の単価契約についてで応札者数 5 件、落札率は 91.1% であった。

③ 審議

研究・育種部門

1. 競争性のない随意契約について

- 競争性のない随意契約の案件が非常に多い。共同研究ということで特殊なケースと思われるが、その点について説明願う。

国が研究課題について委託する場合、公募（入札）を行うという形になる。研究機関は、国に対して応募（応札）を行うが、その際研究機関が中核機関になり、他の機関（大学とか民間企業、公設の試験場、他の独法等）と研究を分担した企画書を作成し応募する。国においては、応募内容に対して審査し、企画書・金額について妥当だと認められた場合に落札となる。落札した中核機関研究所は、共同で研究を行う大学・民間企業等と研究委託契約（随意契約）を締結という形になるが、その数が 148 件である。

- たとえば共同研究グループへの委託の場合、その応募の時点で大学とか民間企業とか試験場とかに、どのような業務をどの程度委託するとかという詳細は決まっているのか？

国側に応募する際に企画書を提出するが、その中で関連する委託先の業務について記載することはもとより、それに必要な経費についても企画書の中に計上して国の方に応募し、採択された場合について委託先と契約するという仕組みになっている。

- 委託先の選定基準はなにか設けているのか？

こちらの方から、国に応募されたテーマに対して、どういう趣旨でどのように分担、共同してやっていくかを説明し、公募するという形を取る。

- 中核機関である独法が、民間企業等・大学に委託をするという必要性について、選定の基準はきちんと明確になっているのか？

国の方は、最終的に成果が上げられることということが条件になっている。

- 研究所の方で出来ない分野等を外部という形で、民間企業等に委託するので、特殊性から随意契約になってしまうということか。

申請する側としてはここと組むのが一番であろうと考えて出してくる訳だが、審査する方もその組み合わせは、成果が出ないだろうと思えば審査で落とすことになる可能性がある。即ち審査が通ったということは、委託先も含めて審査を受けた結果と理解せざるを得ない。

- 共同研究グループということで承認されても、一体その額は誰が弾いて、その額が正当かと認めて、どういう手続で最終的に承認されているのか、それが本日の資料からは分からない。

透明性がもう一步という意味であろうが、そのこのところの過程というのは、この仕組みのところでビルトインされているし、さらには国のところで2重のチェックをしているので、ご理解を頂きたい。

- ホームページに記載されていて、フォロー出来るのであれば、我々も特段意見はないが、それが分からないと意見の言いようがない。(点数の付け方がきちんと行われていたというものを資料に入れるべきではないか。)

応募は平成20年度については、国の方が企画競争になっており、結果は公表されていないが、平成21年度からは総合評価落札方式に移行して結果がホームページに公表されフォロー可能となっている。

- 今までは国の応募採択の基準が公にされてないので、クリアになってますと言われても本当にクリアなのかが分からなかったということだが、結果が一般に公表されれば、国の応募採択を通じてクリアになってくると言える。

平成20年度はオープンになっていなかったもので、そういうご指摘があったことは議事概要に記載したい。平成21年度からはオープンになっているので、ある意味解決していると考えている。

- 委員の指摘した点に関しては、新しい制度(総合評価落札方式)が導入されることによってその点はきちんと改善がされているということで理解する。

- 国の一般性競争性が働かない特殊なものというのは研究委託の中にあるのか?

運営費交付金により研究所が独自に行っている研究に関し、一部について契約を結び研究委託を行っている。これは国が関係しない契約といえる。

- 研究テーマの選定は、こういった手続でやっているのか?

必ずしも国から応募があるテーマばかりではないので、運営費交付金という一定の裁量性のあるお金の中から、モチベーションを上げるという意味もあって、所内で議論して、所として取り組まなければいけないテーマに関して、これはやったほうがよいとする所内選考手続を踏んでいる。

さらに、運営費交付金の中で実施した研究については評価委員会の中で、毎年前年度にやった研究について評価をしている。そこでチェックを受けているという形になっている。

- 競争性のない随意契約の中で、土地の借料で13件あるが、これについてどのような考えがあるか? これも普通の賃借ではないと思えるが?

国からの借地である。

独法設立の際の議論で、土地は国有林野特別会計から購入すべきという意見があったが、国の土地購入予算が多額に必要になるということで、借地とすることとした。その時の貸し付けが今に続いている。

- その点については透明性あるが、競争性はないということか?

試験、研究のための土地なので代替性がないということである。

- 土地の借料については、指摘することはない。

- 電気・電話に関しては、指摘することはない。

- ガス契約について、1件のみだが、他にも契約はあるのか?

1件とあるのは本所分のみ。支所等については、金額が随意契約限度額以下なので、資料に載っていない。

- ガス、水道については、指摘することはない。

- 郵便については、指摘することはない。

- 工事の3件について説明願う。

これは、多摩森林科学園で台風災害があり、二次災害の恐れもあるため緊急に行った災害復旧工事である。公共工事関係の災害復旧については会計法でも随契を認めており、この手のものはやむを得ないものとする。

○ 工事については、指摘することはない。

○ 電子ジャーナル契約について、ここしかないということか？

版權を持っているのが、外国のこの会社しかないので、ここと契約をせざるを得ないということである。

○ 電子ジャーナル契約については、指摘することはない。

○ 開発用ヒートポンプユニットについて、これは特殊性のあるものか？

本装置は当所と相手方が共有する特許出願中の技術が用いられているため、共同出願をしている相手方からしか購入することが出来ないということになる。

○ 開発用ヒートポンプユニットについては、指摘することはない。

○ 電気設備等保守点検管理、これは研究機器とかそういう特殊性はあるのか？

全体的なエネルギー関係になるので、その先に特殊性がある。平成21年度には一般競争に移行している。

○ 電気設備等保守点検管理については、一般競争に移行していることでもあり、指摘することはない。

○ リアルタイム定量 PCR システムリース契約については？

研究理化学機器だが、当初契約において当時の随意契約範囲である500万円以内だったので、随契としたものが引き続いている。なお、平成21年度末でリース契約終了である。

○ リアルタイム定量 PCR システムリース契約については、指摘することはない。

○ 衛星画像契約使用料については？

これについては、この会社と直接契約するとライセンス料が約2億円必要となる。たまたま林野庁がこの会社とライセンス契約を結んでおり、林野庁の機関ということで随意契約とすればこのライセンス料が不要なのでこういう形をとった。

○ 衛星画像契約使用料については、指摘することはない。

○ 平成20年度の警備請負契約については、一般競争に移行していることでもあり指摘することはない。

○ 監査法人との契約については、これはいわゆる総合評価落札方式でチェックが掛かっていることでもあり指摘することはない。

2. 一者応札・一者応募による契約について

○ 一者応札について、公告の関係はホームページで行っていると理解してよいのか？森林総研のホームページでの公表だけか？国としてまとめて見れるシステムにはまだなっていないのか？

一部で、農林水産省は外郭の独立行政法人等関係機関にリンクされるようになっている。自分たちのホームページに飛んで調達情報を見ることが出来るようになっているが、森林総研はリンクされていない。

○ 森林総研が物品の購入を予定しているということは公告していると思うが、国の方なり統一的な部分でまだ出来ていないという状況なのか？

官報掲示する特定のものがあるのだが、それについては官報に掲載している。そのように全部に知れ渡るシステムには未だになっていない。

- 一般に知れ渡る制度としては過渡期にあるということだが、一般の業者がまだまだ入札があるとか知らない可能性はあるのか？

相手方の理解の問題もあるが、つくば市など地方の機関等に公示を出させてもらって出来る限り多くの人の目にとまるように対策を取っている。

- 一般の業者が、根拠のない不安により応募しない可能性もあるので、国などで一つ窓口を設けてどこの地域で入札を行っているのか閲覧できればよいのではないかと。

ご指摘の点も国に対する指摘であることから議事概要に記載することとしたい。

- ではその点については、委員の意見ということで、よろしくお願いします。
- 一者応札一者応募で、どれということはないが、実績要件があるものは結構あるのか？

特に研究機械で、機械納入業者が保守等についてもずっと継続してしまうという傾向は少なからずある。

部品や調整に関しては、他の業者でも結局その会社から部品を調達しなければならず調整に関しても習熟しなければ出来ない面がある。

- 設備を買う時に保守も纏めた契約は出来ないのか？

今は長期の契約をするとチェック機関から指導を受けてしまうので、わざわざ一年ごとに分けて入札にかかるくらいである。

- 一緒に契約したほうが、安く上がりそうな気がするが？

研究機械の中には、長期にわたって使用するものがあり、難しいところがある。

- 一者応札の中で、企画競争であったものを一般競争入札に移行するとしているものについては、一般競争契約に移行するだけでなく仕様書の変更、参加要件の変更等により競争性の確保を図っていただきたい。その他について指摘することはない。

3. 複数年契約について

- 複数年契約に関しては、現在まで審議した随意契約、一者応札と考え方は同じになるかと思う。指摘することはない。

4. 契約における実質的な競争性確保に関する点検について

- 調査表で物品調達があるが？

平成21年度に係る物品の方の調査点検ということで7件ある。ポイントとしては、入札する前の段階で仕様を決定する際に審査委員会等によりチェックされているかを問われているが、これに関しては内部審査委員会の設置について今後検討を行うこととした。仕様書については先程も説明したとおり適切にチェックしている。

- 落札率100%のものがあるが。理由があるのか？

本所バイオシェーカー他がある。予定価格の算定については、バイオシェーカーについては過去の納入実績により予定価格を算出し、その他は参考見積書の内最低価格を用いた。バイオシェーカーのメーカー代理店である業者が落札し、結果として100%となった。

- 100%というものが出てきた以上は、他で取り扱っている店があればそれと比較し、予定価格が適正であったのか注意をして頂く必要がある。

研究・育種部門はこれで終わる。

森林農地整備センター

1. 競争性のない随意契約について

- 埋蔵文化財発掘調査について、当該地方自治体が行うことが適当とあるが、他に博物館とかでやることはないのか？

関係法令等により地方自治体より調査要請があり、当該地方自治体に学芸員がおり調査員履行体制が整っていることから、他の組織ではなく当該地方自治体が調査を実施している。なお、島根県における他の公共事業に係る発掘調査も地方自治体が行っている。

- 営農推進検討業務についても当該地方自治体が行うことが適当とあるが？

調査、情報収集にあたり地域住民との集いや対話を効率的に行えることから当該地方自治体が行うことが適当と判断している。

- 職員宿舎を借り上げる場合には、面積の基準はあるのか？

国家公務員の宿舎規程に準拠し、借り上げている。

- 事務所の現状回復及び回修工事については、当初の契約書に指定業者が約定されていたか。

本工事は、賃貸借契約により貸主の指定業者に請け負わせる約定になっている。
工事価格については、他の3者より参考見積を徴収し、適正な価格であるか確認している。

- 競争性のない随意契約については、指摘することはない。

2. 一者応札・一者応募による契約について

- 建設工事の1者応札・1者公募になったことについて、特別な理由があるのか？

業者へのアンケート調査では、総合評価方式で求められる技術資料の提出が負担になっているとの回答が多かった。

また、林道保全工事では、奥地山間地域の工事が多いことから業者が敬遠したと考えられる。

- 改善策を実施することで効果はあるのか？

平成21年度に、改善策を実施したことによりこれまでのところ8ポイント減となった。

- 情報システム運用支援運用システムは、開発した業者が有利であるのか？

既の開発したシステムの保守を行う場合には、システムに習熟するため費用と時間を要し、また、システム構成によっては要求仕様を十分に満たすことができないリスクを既存ベンダー以上に負うこととなることから、入札に参加する業者が少ない。

- 什器等搬送業務については、何か特別な仕様があったのか？

民間のオフィスビル内の事務所を移転したことから、通常の業務及び建物の他の入居者へ支障を及ぼさないように、休日又は勤務時間外の作業を要件とした。

- 外部倉庫借り上げについても何か特別な仕様はあるのか？

国の事例を参考にしつつ、利便性を考慮して倉庫までの時間を電車利用で20分以内を要件とした。

- 一般乗用旅客自動車（タクシー）に供給業務については、特別な仕様はあるのか？

送迎経費及び利便性を考慮して応募要領にタクシー保有台数が400台以上であること及び川崎駅西口近辺に10分以内に配車が可能であることを要件とした。

- ホームページの更新業務に当初作成時の入札業者数は1者なのか？

ホームページの新規作成時には、複数の応札者があったが、更新業務については発注者側の要望に迅速かつ適宜に更新業務を行う必要があり、負担が大きいことから応札者が少なかったものと思われる。

- 一者応札・一者応募による契約については、指摘することはない。

3. 複数年契約について

- 複数年契約については、指摘することはない。

4. 契約における実質的な競争性確保に関する点検について

- 公用車のリースについて1者応札になった理由は？

納車期間が1ヶ月あまりと短期間であったことが理由と思われる。

- 契約における実質的な競争性確保に関する点検については、指摘することはない。

- 森林農地整備センターの審議はこれで終わる。

④ 審議結果取り纏め

- 研究委託契約については、国に応募し、採択される過程が透明性を確保する上で重要である。平成20年度においては、国における応募採択の基準、決定に至る審査状況等が公表されていなかったため、透明性が十分に確保されているとは必ずしも言えないが、平成21年度からは総合評価落札方式が導入され、改善がなされていると考えられる。

- 入札公告の公表については、独法で色々と努力されているが、今後は例えば、国などで一つの窓口を設け、すべての独法等の入札公告を一元的に見られるようにすることも検討頂きたい。

- 個々の審査対象案件について

- ・ 一者応札になっているもののうち、自ら企画競争から一般競争入札に移行しているものについては、単に一般競争契約に移行するだけでなく仕様書の変更、参加要件の変更等により競争性の確保を図っていただきたい。
- ・ その他については、独法自らの改善点に添って改善するようお願いする。